

## 「倉敷市空き家等の適正管理に関する条例の改正」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市空き家等の適正管理に関する条例の改正（案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

### 記

#### 1 意見等の件数

0人 0件

#### 2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

#### 3 今後の予定

倉敷市空き家等の適正管理に関する条例の改正を進めていきます。

#### 4 参考

意見募集期間 平成28年7月1日（月）～8月1日（月）

(担当課)

倉敷市 建設局 建築部 建築指導課

# パブリックコメント要約版

<b>1 案件名</b>
倉敷市空き家等の適正管理に関する条例の改正(案)について
<b>2 募集期間</b>
平成28年7月1日(金)～平成28年8月1日(月)
<b>3 趣旨</b>
<p>倉敷市では、「倉敷市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりを進めてきました。</p> <p>こうした取組を一層進めるため、国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受け、「倉敷市空き家等の適正管理に関する条例の改正(案)」を作成するにあたって、市民の皆様の御意見を募集します。</p>
<b>4 資料閲覧場所</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・建築指導課</li><li>・情報公開室</li><li>・児島・玉島・水島支所の総務課、真備支所2階市民課庶務係、庄・茶屋町・船穂の各支所</li></ul>
<b>5 提出方法</b>
<p>(1)窓口への提出</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで</li><li>・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分</li></ul> <p>(2)郵送</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 建築指導課</li><li>※ 消印有効</li></ul> <p>(3)FAX(086-421-1600)</p> <p>(4)Eメール(cnguid@city.kurashiki.okayama.jp)</p>
<b>6 問合せ先</b>
建設局 建築部 建築指導課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁7階 TEL;086-426-3501 FAX;086-421-1600 アドレス;cnguid@city.kurashiki.okayama.jp

# 倉敷市空き家等の適正管理に関する条例の改正（案）（骨子）

## 1 条例の改正趣旨（目的）

倉敷市では、これまで「倉敷市空き家等の適正管理に関する条例」（以下「条例」）に基づき、空家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりを進めてきました。昨年の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」）の施行を受けて、法に基づく勧告などを実施できるよう、法に定めるものの外に、条例の改正をもって必要な事項を定めることにより、これまでの取組を一層進め、市民の生命、身体、財産を保護するとともにその生活環境の保全を図るため、総合的かつ計画的な施策を推進し、公共の福祉の増進及び地域の振興に寄与することを実現します。

## 2 定義

条例の改正において用いる用語の意義は、法に定めるもののほか、本条例で用いる用語を条例において定めています。

## 3 空家等対策計画

法において、自治体の任意又は努力義務とされている空家等対策計画について、条例の改正で、義務規定として規定します。

## 4 条例の改正による倉敷市独自の新規規定

法に基づく空き家等対策をより一層推進するため、倉敷市独自の規定を設けます。

### （1）空住戸等・特定空住戸等

- ・法における空家等に該当しづらい長屋や共同住宅を，空住戸等・特定空住戸等として規定し，法における空家等・特定空家等とほぼ同等に取り扱うこととします。

## (2) 倉敷市空家等対策審議会（以下「審議会」）

- ・市が法及び本改正条例に基づき，勧告，命令，代執行，略式代執行等が必要と認めるときは，あらかじめ審議会に報告し，その行為を実施することについて，意見を聴くことができるものとします。

## (3) 緊急安全措置

- ・空家等や空住戸等への対応について，法は規定する一定の手続きを要するため，緊急の場合への対応は困難です。そこで，空家等・空住戸等について，著しい危険が切迫し，人の生命若しくは身体への危害，財産への損害を及ぼし，又はそのおそれがあると認めるときは，その危害等の予防，拡大を防ぐため，必要最小限度の措置をとることができることとします。

- ・上記措置に要した費用は，原則として所有者等の負担とします。